

山梨県就職氷河期世代安定雇用助成金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県就職氷河期世代安定雇用助成金（以下「助成金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この助成金は、不安定な就労状態にある就職氷河期世代の安定した雇用を促進するため、非正規雇用労働者と失業状態の者を正規雇用し、定着を図る企業を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 就職氷河期世代 雇入れ時点の満年齢が35歳以上55歳未満の者を指す。
- (2) 正規雇用労働者 次のイからハまでのいずれにも該当する者を指す。ただし、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者は除く。また、正規雇用労働者について就業規則などにおいて定められていることを要件とする。
 - (イ) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
 - (ロ) 所定労働時間が同一の事業者に雇用される通常の労働者の所定労働時間（週30時間以上）と同じ労働者であること。
 - (ハ) 同一の事業者に雇用される通常の労働者に適用される就業規則などに規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。
- (3) 就職氷河期世代安定雇用実現コース 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第3号及び第6号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）第109条、第110条の規定に基づく特定求職者雇用開発助成金のうち就職氷河期世代安定雇用実現コース（以下「氷河期コース」という。）を指す。
- (4) 成長分野等人材確保・育成コース 雇用保険法第62条第1項第3号及び第6号並びに雇保則第109条、第110条及び附則第15条の5の規定に基づく特定求職者雇用開発助成金のうち成長分野等人材確保・育成コース（以下「成長コース」という。）を指す。
- (5) 中小企業事業者 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては5,000万円、卸売業を主たる事業とする者にあつては1億円）を超えない事業主又は常時使用する社員の数が300人（小売業を主たる事業とする者にあつては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては100人）を超えない事業主を指す。
- (6) 安定所等 公共職業安定所若しくは運輸局又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等（以下「安定所等」と総称する。）を指す。

(助成対象労働者)

第4条 助成対象事業者から申請する助成金の助成対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者をいう。

(イ) 就職氷河期世代の者

(ロ) 雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者

(ハ) 正規雇用労働者として雇用されることを希望している者

(ニ) 安定所等の紹介の日において安定した職業（期間の定めのない労働契約であつて、1 週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間と同じであるものをいう。）に就いていない者であつて、安定所等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者

(ホ) 雇用された日において、山梨県内を就業地とする又は山梨県内に居住している者であること。

（助成対象事業者）

第 5 条 この事業の助成対象となる事業者（以下「助成事業者」という。）は、山梨県内に事業所を有する事業者であり、次に掲げる要件を全て満たす者をいう。

(1) 氷河期コースの支給対象事業者又は成長コース支給対象事業者のうち氷河期コースの支給対象事業者に該当する事業者であること。

(2) 山梨労働局管内に雇用保険適用事業所があること。

(3) 対象労働者の雇入れ日（以下「雇入れ日」とする。）の前後 6 か月間に、雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を解雇（天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業者を除く。）等、事業者の都合により離職させた事業者以外の者であること。

(4) 雇入れ日の前日から起算して過去 3 年間に厚生労働省が実施している雇用関係助成金に係る不正受給を行ったことがないこと。

(5) 助成金の交付申請書提出日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がないこと。

(6) 助成金の交付申請書提出日までの過去 1 年間に労働関係法令違反を行っていないこと。

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 4 項及び第 5 項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

(8) 山梨県暴力団排除条例（平成 22 年山梨県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団でないこと及び法人においては役員が、個人事業者においては事業者が同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。

(9) 助成金の交付申請書の提出日の時点で倒産（雇保則第 35 条第 1 項第 1 号に規定する倒産をいう。）している事業者（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行った事業者であつて、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）でないこと。

(10) 雇入れ日の前日から起算して過去 3 年間に、事業者と雇用、請負、委任の関係にあった人、または出向、派遣、請負、委任の関係によってこの雇入れをする事業所で就労したことのある人を雇い入れる場合当該労働者を雇用していないこと。

(11) 雇用する労働者が事業者または取締役の 3 親等以内の親族でないこと。

(12) 県税に未納がないこと。

(13) 必要な書類の提出や実地調査への協力等、助成金の交付等に係る審査に協力すること。

（助成金の交付の対象となる経費及び支給額）

第 6 条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、支給額、支給要件は、別表のとおりとする。

(助成金交付申請書)

第7条 助成事業者は、対象労働者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長からの氷河期コース又は成長コースの第1期支給決定通知書（以下、「第1期通知書」という。）の通知後30日以内に、助成金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第1期通知書の通知日が3月1日から同月31日までの助成金交付申請書の提出については、第1期通知書の受領後30日以内とするが、翌年度の4月1日以降に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定により申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、交付決定及び額の確定を行い、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付時期及び支払い)

第9条 助成金は、前条の規定による助成金の交付決定及び額の確定後において交付するものとし、速やかに支払うものとする。

(交付決定の取り消し)

第10条 知事は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業者が、助成事業に関し、法令その他の規則等に違反したとき
- (2) 助成事業者が、この要綱の規定又は交付決定内容等に違反したとき
- 2 前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(報告・調査等)

第11条 知事は、助成金の交付の適性を期すために必要があると認めるときは、助成事業者に対して報告を求め、調査を行うものとする。

(助成事業の経理等)

第12条 助成事業者は、助成金に係る経費についての収支に関する帳簿及びすべての証拠書類を整理し、かつこれらの書類を当該助成事業終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 第１期通知書の通知日が令和５年３月１日から同月３１日までの助成金交付申請書は、令和５年４月１日から同月３０日までの間、第１期通知書の受領後３０日以内に限り、提出することができる。

別表 助成対象経費等

助 成 対 象 経 費	対象労働者が行った労働に対する賃金（臨時に支払われる賃金及び３か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）の一部に相当する額。
助 成 限 度 額 及 び 助 成 要 件	①中小企業事業者の場合は１人につき３０万円（中小企業事業者以外は２５万円）まで ※助成額については、氷河期コースの第１期支給額に相当する額とする。 ②対象労働者の雇入れに係る日（賃金締切日が定められている場合は雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日。ただし、賃金締切日に雇い入れた場合は雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れた場合は雇入れ日。）から起算した最初の６か月を助成対象期間とする。 ※氷河期コース又は成長コース第１期支給対象期と同様とする。